

釧路市建設工事等入札心得

（趣旨）

第1条 釧路市が発注する建設工事及び工事に係る委託（設計、測量及び地質調査等をいう。）契約における入札その他の取り扱いについては、別に定めのあるもののほか、この心得に定めるところによるものとする。

（入札保証金）

第2条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を市に納付し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げるときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 入札参加者が、市を被保険者とする入札保証保険証書を提出したとき。

(2) 入札参加者が、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する名簿登載者で、過去2年間に本市、国（公団、事業団、独立行政法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に認めたとき。

3 入札参加者は、第1項の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権にかかる証書及び当該債権にかかる債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

4 入札参加者は、第1項の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証にかかる保証書を提出しなければならない。

5 落札を取り消された者の入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、市に帰属する。

（入札）

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、様式1により入札書を作成し、公告又は通知書に示した場所に提出しなければならない。

3 規則第8条第2項の規定により、配達証明郵便、信書便のうち配達証明

郵便に準ずるものその他これらに相当するものにより入札書の提出を認めたときは、入札日の前日までに到着していなければならない。ただし、郵便入札方式による入札の場合は、配達日指定郵便により公告又は通知書で定められた日に到着するよう提出しなければならない。

- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状、様式２）を入札執行者に提出しなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することができない。

（入札金額内訳書の提出）

第４条 入札参加者は、建設工事の入札に当たり、様式３又は様式４により入札書に記載した金額と整合する入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

- 2 内訳書は、第１回目の入札の際に入札書とともに提出するものとする。

（入札の辞退）

第５条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するとき、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により契約担当課に提出又は申し出ること。
 - (2) 入札執行中にあつては、その旨を入札執行者に申し出ること。
- 3 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第６条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意識的に開示してはならない。

(入札の取り止め等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者及び金額の不足した者のした入札
- (4) 入札書に記名押印を欠く入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出した者の入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (8) 誤字脱字等により入札書の内容が確認できない入札
- (9) 明らかに連合によると認められる等入札に関し不正の行為をした者の入札
- (10) 予定価格の事前公表を行った場合において、予定価格を上回った金額の入札
- (11) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかった入札
- (12) 内訳書が未提出である場合
- (13) 提出された内訳書が未記載である場合
- (14) 内訳書に記名押印がない場合
- (15) 入札書と内訳書の工事名が一致しない又は内訳書に工事名がない場合
- (16) 入札書と内訳書記載の金額が一致しない場合
- (17) 入札者（代理人を含む）以外の者が内訳書を提出した場合
- (18) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第9条 開札は、公告又は通知した場所において、直ちに入札参加者、その代理人又は立会人の面前で行うものとする。

(最低制限価格設定)

第10条 釧路市最低制限価格設定要領第2条に規定する入札案件には、最低制限価格を設定する。

(落札者の決定)

第 1 1 条 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とする。

(再度入札)

第 1 2 条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、参加を辞退した者、参加しなかった者、無効入札をした者又は失格となった者については、再度の入札に参加することはできない。

2 再度の入札に付しても落札者がいないときは、随意契約（不落随契をいう。）により落札者を決定する。この場合において、最低の価格をもって入札をした者を含む 2 者以上から見積書を徴する。

3 不落随契によっても落札者が決定しないときは、入札の執行を取り止め、再度公告入札に付す。

(同価格の入札者が 2 者以上ある場合の落札者の決定)

第 1 3 条 落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

(最低の価格をもって入札した者を落札者とししない場合)

第 1 4 条 開札をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、最低の価格をもって入札した者を落札者とししない場合がある。

(1) 当該入札にかかる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行されないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。

3 第 1 項の規定により、最低の価格をもって入札をした者を落札者とししない場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者うち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(入札保証金等の返還)

第 1 5 条 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、開札の結果、予定価格の範囲を超える者については開札後に、予定価格の範囲内の者のうち、

落札者以外のものについては落札者決定後に、落札者については契約締結後にそれぞれ還付する。

- 2 開札の結果、落札者がなく当該入札が打ち切られた場合は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保はすべて返還する。

(契約保証金等)

第16条 落札者は、当該契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- 2 契約保証金の免除については、第2条第2項の規定を準用する。

- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ現金を納付書により指定金融機関に納付し、現金領収証書の交付を受け、契約担当課へ提出しなければならない。

- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合においては、当該担保が有価証券であるときは、有価証券納付書とともに契約担当課に提出しなければならない。

- 5 第2条第4項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

- 6 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、市に帰属する。

- 7 落札者であって契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、当該契約金額の100分の10以上の損害金を市に納付しなければならない。

(入札保証金の振替)

第17条 契約担当課において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約の締結等)

第18条 契約書を作成する場合においては、落札者は、本市から交付された契約書に捺印し、特に指示した場合を除き、落札決定の日から7日以内に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

- 3 落札者が、釧路市建設工事等の契約に係る暴力団等排除要綱に基づく排

除対象者と認められた場合は、契約を締結しないものとする。

- 4 議会の議決に付すべき契約の場合においては、前3項の規定を準用し、前1項及び第2項中「契約書」とあるのを「仮契約書」と読み替えるものとする。ただし、仮契約書の提出期限は本市が別に定める。
- 5 議会の議決に付すべき契約の場合においては、当該契約に関し議会で議決があった後に「議会で議決の日をもって本契約とする」旨の本市からの通知により「仮契約書」を「契約書」に読み替えるものとする。
- 5 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書類を契約担当課に提出しなければならない。

（異議の申立）

第19条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、平成27年4月1日から適用する。

工事番号	
------	--

様式 1

入 札 書

1 入 札 金 額

	百 億	十 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

2 工事(業務委託)名

入札心得、図面及び仕様書承諾の上、上記の金額をもって入札いたします。

平成 年 月 日

	住所	
入札人	氏名	印
	住所	
入 札 代理人	氏名	

釧路市長 ○○ ○○ あて

様式2

工事番号	
------	--

平成 年 月 日

釧路市長 ○○ ○○ あて

	住所	
入札人		
	氏名	印

委 任 状

私は、下記工事（業務委託）の入札に関することについて下記の者を代理人と定め一切の権限を委任します。

記

工事(業務委託)名

	住所	
入札代理人		
	氏名	印

工事番号	
------	--

様式 3

平成 年 月 日

釧路市長 ○○ ○○ あて

入札人	住所	
	氏名	印
入札 代理人	住所	
	氏名	印

入札金額内訳書

工事名

入札金額 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額)
¥ _____

工種等	金額（円）
直接工事費計	
共通仮設費計	
現場管理費	
一般管理費等	
合計（入札金額）	

工事番号	
------	--

様式4

平成 年 月 日

釧路市公営企業管理者 ○○ ○○ あて

住所	
入札人	
氏名	印
住所	
入札代理人	
氏名	印

入札金額内訳書

工事名

(消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額)

入札金額 ¥

工種等	金額（円）	備考
直接工事費計		
共通仮設費計		
現場管理費		
据付間接費		
機器費		
設計技術費		補助工事のみ適用
一般管理費等		
合計（入札金額）		